

路側防護柵（土中埋め込み方式）の施工に関する特記仕様書

路側防護柵工の施工については、島根県公共工事共通仕様書第3編第2章第3節8「路側防護柵工」によるほか、下記のとおりとする。

1. 路側防護柵工のうち、土中埋め込み方式の施工区間については、土中に転石や岩盤等はないものと想定している。支柱の建て込みが困難となり所定の根入れ長が確保出来ない場合は、監督職員に報告し対応について協議すること。
2. 監督職員による立会や提出された管理資料等により、防護柵の根入れ長が設計図書に適合しないと認められる場合には、工事請負契約書の規定により、非破壊試験又は支柱引き抜きによる破壊試験を行う。
なお、非破壊試験、引き抜きによる破壊試験やその復旧に要する費用は、工事請負契約書の規定により受注者の負担とする。
3. 検査職員は竣工検査終了後、土中埋め込み方式の防護柵支柱について、抽出により非破壊試験による出来形確認検査を行う場合がある。
なお、検査の結果、防護柵の支柱の根入れ長に契約不適合があった場合は、工事請負契約書に基づき受注者に対し履行追完を請求するものとする。
4. これらに定めのないものは、監督職員と協議を行うこと。